

資料2

1. 資料（事務局改正案）に対する意見

資料ページ	項目名	意見数		改正案に賛同の意見	改正案に反対の意見	その他意見	左記意見に対する事務局意見
		賛同	反対				
1	大規模開発行為等における各区画の最低敷地面積	1	1	賛成だが、「1人協定」について広報が必要。	No1における最低面積は、1,000m ² とし、それ以上は努力目標とし開発業者と協議の上として今まで至り要綱を遵守してきたその協力に反する考で納得しない。また、拡大した土地を購入できる者は限られ、当地を愛する人々を排除するどこが親善都市と言えるのか。	分譲後の町指導方を明記すること。	・「1人協定」について周知していきます。 ・軽井沢の特徴である豊かな緑に包まれた自然環境を維持していくためには、必要な改正だと考えています。 ・確実に1人協定を締結するよう指導していきます。違反者に対しては、協定に基づき、損害賠償請求等の訴え提起することなどが可能です。 ・取扱要領第5の5において一人協定の規定があるため、当該規定に基づき指導していきます。今後は、景観行政団体への移行や町独自の条例制定、特別用途地区や風致地区的設定など町にとってベストな方法を検討の上、新たな手法を選択していきたいと考えています。 ・お示しした資料は、あくまで改正の概要ですので、実際の改正作業に入る際には、法規のルールに基づき、矛盾が起らぬないように改正します。
						あらかじめ、町としてこの地域はどのようなまちなみを想定するかという地区計画を立てるのは重要なことだと思います。一人協定を締結するよう指導することですが、締結しないケースや締結後遵守されない場合についてもご教示いただけますと幸いです。	
					①要綱だけでは、開発後の敷地細分化をどう防ぐかが問題。一人建築協定も一つの方法であるが、期限が来た後の継続性に問題がある。一人地区計画を活用すべきではないか。②地区計画等の枠組みの中でも、業者の大規模計画策定へのコントロールを持たせるべきと考える。現在のような協定では強制力がなく、協定を遵守させる協定管理者の住民の負担が大きくまた遵守も難しい。開発事業者が地権者である時に有効な地区計画や景観地区の指定を行うことが、良好な環境を維持出来ることになると考える。		
					要綱第4の1の(2)のコにおいて、「大規模開発行為に係るものの場合」ではない場合、つまり通常の土地分譲の場合も、「一区画」を「各区画」に改正するべきではないか。また取扱要領においては「各区画」に改正した場合、3000平方メートル未満の場合も、自動的に「各区画」と規定されると思うがその理解で良いだろうか。		
2	大規模開発行為における主要幹線道路の定義	2	0	景観形成の観点から、大切な改正を考える。		主要幹線道路に農道は入っていないと思われるので、要綱を「主要幹線道路並びに幹線道路」にすればよいと思います。	今回の削除部分がなぜ付記されたかは、不明です。また、取扱要領第2の8の(1)のウの(イ)にある「第206の(3)」は誤りであるため、所要の改正で削除する予定です。
3	公園緑地の確保の基準	0	0	改正趣旨に賛同するが、取扱要領第2の8は県の保全条例の取扱要領表1大規模開発行為の要件の具体的な基準にほぼ準じている。取扱要領の制定当時（平成8年？）、県には無い今回の削除部分がなぜ付記されたのか。また今回の削除部分に続く、「第2の6の(3)」とはどの部分を指すのか。		公園緑地を町に帰属させることは必要。	都市計画法に基づく開発行為に該当しない場合（区画の形質変更がない場合など）は、根拠となる法令がないことから、公園緑地を町に帰属させることができず、現状も指導していない状況です。
						緑地は町に帰属し、管理は開発業者が行うとまことに虫の良い決め事であり公平さに大きく欠けている。	
4・5	大規模開発行為における2者（軽井沢町長・事業者）による自然保護協定	2	0	協定の実効性を高めるために必要。		協定の存在も内容も判らないまま売買契約を締結して、後日周辺住民との争いが起きている事例がある。協定内容は不動産取引での重要事項説明に当たるので、即刻協定内容と範囲を公開すべきである。	・長野県は、分譲完了後は自然保護協定の効力が終了すると考えているため、3者協定は実行性が乏しい協定だと考えています。 ・公開には相手方の同意が必要ですので、即刻公開は現実的に不可能です。
				改正趣旨に賛同するが、3者協定のみでは実行性が乏しい理由を伺いたい。			
6	権利の移動・事業の譲渡	0	0			改正により取得者への説明が行われたかどうか確認が難しくなるのではないか。「実効性の乏しい基準」とのことだが、権利の移動について取得者による届出が行われていない現状があるのか。大規模開発行為に関する記述（取扱要領 第5）を全廃した場合、協定内容の取得者への伝達を担保するものは何か。	取得者への説明は、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明書により説明されるものと考えています。また、取得者による町長への届出は現在行われていません。土地利用行為者は、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明書により、自然保護協定の内容を説明する必要があると考えています。
7	建築物の階数制限	1	0	改正趣旨に賛同する。但し斜面も多くなる保養地域において、いわゆるアパートや老人福祉施設等の新設も制御することにならないだろうか。建蔽率等に加えて上位法を上回る規制がさらに増えることになるが、指導や実効性に難はないか。			アパートや老人福祉施設等についても、改正後の基準を満たす必要があると考えます。また、実効性についても問題ないと考えています。
8	商業地域における建築物等の色彩	1	0	「原則として」は不要で良い。但し彩度、明度の指標を数字だけで示されても一般の方の理解は進まないため、色相と併せた3要素を有彩色によりチャートで示した方が良いと思われる。		要綱の【解説】には、「広告物にあっては、一定の視認性が必要とされることから、表示面積の上限を定めたうえで、その他の建築物等とは異なる扱いとしています。」とあります。これによってか、どきつい色彩の看板が散見されます。この【解説】は削除すべきだと思います。	尚意見とも、今後の参考にさせていただきます。
9	建築物の軒の出（けらば）	0	0	-	-	-	-
10・11	建築物の屋根の勾配①	1	1	改正案で良い。但し外部からの屋根勾配の視認を促すことにより、（特に平家の場合）屋根面も景観の構成要素になりやすくなる。「建築物等の色彩」について規定したNo.7の中で屋根も含むような記述を加えた方が良いのではないか。	道路から傾斜が視認出来ない片流れ屋根に対して了とするのかを議論する必要があると思われる。道路から屋根勾配が視認出来れば良いと思われるが、「敷地外」というあいまいな表現は避けた方が良いと考える。（隣家からしか見えない傾斜屋根では意味がない）屋根勾配の視認性に対しては、商業地域に於いても一定の間口を有している、あるいは道路からの後退距離を持っている建物に関しては、視認出来る様な改正をすべきと考える。	商業地域の景観誘導については、一律ではなく、地区毎にキメの細かい景観計画を策定して臨むべきである。	
13・14	建築不可能物件における後退距離の緩和	2	2	【各委員の意見に対する回答 No.3】の事務局回答のとおり、改正をして頂ければと思います。 規制緩和に基本的に賛成である。運用にも記述があるが後退が緩和した箇所においては低木・灌木等の植栽を代替条件とするべきかと思う。	緑地以外の使用用途がないとは明文化できないと思います。 本来は当該敷地を過小宅地として公共収容し、街角広場等として整備すべきもの。町回答の趣旨が必ずしも判りかねるが、明文化を提案しているのではなく、後退距離の緩和に反対の立場である。従来からこのような土地は結果として緑地になっていて、軽井沢の景観としての価値を作っている。（この改訂とは直接関係ないが、例えば、R18としなの鉄道に挟まれた林に商業目的の建物が立ち並ぶ景観を良しとする人は少ないと考える。）		
							-
15・16	集合住宅等の定義の明確化（分譲ホテルの取扱い）	2	1	集合住宅等の定義の明確化、用途変更に対するなんらかの規制は必要と考えます。	これまで環境業への影響を考えて、集合住宅よりホテルに対する規制を緩めてきたが、世界各地でオーバーサーリズムの問題があることを考えると、先手を打って、この方針を見直すべきではないか。観光客数が増える方が町に発展にとって良いという考え方から、持続可能な町の魅力は何か、今後何世代にもわたって軽井沢町の自然環境を保全しながら、住民が幸福になっていくためにはどういう長期計画を立てていくべきかを再考しなければ、ならない大切な分岐点にきてていると思う。単に集合住宅の定義を明確にするだけでなく、ホテル建設や別荘開発をどう規制しながら、町の発展を保証していくかの本質的問題だと思う。住民の間での建設的議論の場を設けるべきではないか。	貸別荘や、会員制リゾートマンションの扱い、民泊との関係、等も明確にする必要があろう。	要綱第2の(3)（集合別荘）は、削除する方向で考えていました。また、現状の規制内容では、文言としてリゾートマンションとアパートを分ける必要がないと考えますが、今後の改正によつては、そうしたことも必要だと考えます。
				改正案に基本的に賛成である。資料16ページのように改正した場合、要綱第2の(3)の集合別荘の項は削除することになると思うがいかがか。無い方が混乱を招かないと思う。またマンションメソッド宣言で規制しているいわゆるリゾートマンションとアパートは分けて定義する必要があるのではないか。		要綱の改訂とは直接の関係は無いが、町内に増え続ける分譲ホテルのホテル運営会社が撤退するケースもあり得ない事ではなく、その時の対応を考慮しておく必要があると考える。集合住宅に用途変更が出来ないのであれば、どうするのか？場合によつては分譲ホテルの形態は認めるべきではないのか？議論が必要だと考える。	
17	集合住宅等の戸当たりの敷地面積	0	0			分譲マンションへの規制強化に反対意見はありません。但し、分譲マンションと賃貸アパートを「集合住宅」という括りの中で同一の規制をかけようとすると、どうしても賃貸アパートに対する制限が強くなってしまうように感じます。「自然保護対策」要綱ではありますが、【各委員の意見に対する回答No.4】の事務局回答にもありますように、地価と建築費が高騰し、新築一軒家の所有がより難しくなる中で、町内で働く現役世代・子育て世代が住みやすい賃貸環境をどう整えていくかということも重要なことだと思います。また現時点でも軽井沢町の賃貸アパートの家賃は周辺市町村に比べて割高ですが、規制が強化された後の新規賃貸アパートの家賃は更に上がることが確実視され、それに伴い現存のアパートの家賃も便乗して値上げされることも懸念しています。	総戸数9戸以下の集合住宅における緩和については、事業地及びその周辺の自然環境の保護等に支障がないか否か、自然保護対策会議において慎重に議論します。
						従業員宿舎として建設し、その後運営企業の廃業および他企業への譲渡なども想定されるため、緩和には慎重な議論が必要と考えます。	

18	集合住宅等の後退距離	1	0	改正案に基本的に賛成だが、No.11の集合住宅の定義に関連して、アパートであれば「事業地及びその周辺の自然環境の保護等に支障がない」要件を満たす場合があるのではないか。若い世代が町内に住居を構えられないという課題が残ったままになるため、アパートは除外する規定を設けるべきではないか。	(道路を挟んだ反対側の敷地内に有する建物を含む)は削除すること緊急時などの対応方に危惧を感じます。	分譲マンションへの規制強化に反対意見はありません。但し、分譲マンションと賃貸アパートとを「集合住宅」という括りの中で同一の規制をかけようすると、どうしても賃貸アパートに対する制限が強くなってしまうように感じます。「自然保護対策」要綱ではあります、「各委員の意見に対する回答No.4」の事務局回答にもありますように、地価と建築費が高騰し、新築一戸家の所有がより難しくなる中で、町内で働く現役世代・子育て世代が住みやすい賃貸環境をどう整していくかということも重要なことだと思います。また現時点でも軽井沢町の賃貸アパートの家賃は周辺市町村に比べて割高ですが、規制が強化された後の新規賃アパートの家賃は更に上がることが確実視され、それに伴い現存のアパートの家賃も便乗して値上げされることも懸念しています。	「事業地及びその周辺の自然環境の保護等に支障がないと認められるとき」については、曖昧な表現であるため、自然保護対策会議において認められるとき」に修正しようと考えています。若い世代が町内に住居を構えられないという課題については、今後の検討課題の一つであると考えています。
19	宿泊施設における営業者や従業員（使用人等）の駐在	1	2	私宅は隣接しており三棟からの大声・嬌声・音楽・私宅敷地内でローンを飛ばす、酒が入ると翌朝5時まで騒ぎが続くが営業者は、実態を知ることもない。何度も協議してようやく夜8時以降は静寂にと各棟に騒音センサーを取り付けて対処している。一時も早く営業者の駐在を求める。	駐在の大きな目的は騒音問題の解消にあると思いますが、騒音に関しては「軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱」に抽象的に述べられているだけです。騒音に関しては他の原因によるものもあるので、別途迷惑防止条例あるいは風致地区条例等を制定し、そこに明記すべきと考えます。		—
20	宿泊施設における駐車場基準の緩和	1	4	改正案で良い。代替措置の「事業地以外の場所（新たに造成を伴わない場所に限る。）において不足分の駐車場を確保する等の対応を必要とする。」も必要ないのではないか。駐車場で割かれていた用地を、たとえば庭園など別の用途に充てることで、画一的ではない新しい魅力を掘り起こすことができるかも知れず、そこは工夫次第であろう。	結果として建物の規模を大きくすることにつながる懸念と、分譲ホテルの場合も同様の緩和を検討されているのかご教示いただたらと思います。		分譲ホテルも宿泊施設に含まれますので、緩和の対象になります。ただし、「浴室、便所及び台所（簡易な流し台のみのものを含む）」が設置されているホテル（分譲ホテル含む）については、より厳しい集合住宅等の基準が適用されます。
21	敷地内における樹木の世代更新	2	2	実効性に乏しく具体性に欠けた文言は置き換え明確化することに賛同いたします。	①安易に「世代更新」という語を使わず、適切な維持管理を推進・支援すべきである。②危険木の伐採に関してはその方法に対しては議論が必要と思われる。単に伐採してその後に新たに植樹を行うのではなく、先人の残してくれた軽井沢の風景が損なわれる事になる。③敷地外への枝の張り出しあるのには伐採の対象となりうるが、その論理では、軽井沢の価値の一つである「線のトンネルの涼しい散歩道」は全て違法になってしまいます。道路上にはみ出た落下の危険性のある枝の維持管理方法等を明文化してゆくことも検討の必要があり、またそのために道路上へ張り出した枝を適切な考え方の下で合法化することを検討する必要があり得よう。		・災害に強いまちづくりを行うために、道路上へ張り出した枝について、安易に認めるとはできません。ただし、そうした状況が軽井沢町の特徴ある景観を形成しているとも理解しているため、あえて明文化しないことをご理解ください。 ・植栽ガイドラインについては、今後策定する予定です。
22	事業地内の保護すべき希少野生動植物等の定義	1	0	実効性に乏しく具体性に欠けた文言は置き換え明確化することに賛同いたします。	現状の規制に新たに追加するとしているが、建物後退部分にある10M超の健全な高木を残存を求めるながら、追加事項で大型化した樹木の世代更新を求めている。ダブルスタンダードとも受け取れるため、土地所有者は混乱するのではないか。また老齢木であってもキツツキやムササビの居場所になり得るため生物多様性には寄与している。電線電話線のライフルインと接触しやすい地境には低木を、少しセッタバックした場所にカエデやコナラ等の広葉樹を植えるのが良いのではないか。いずれにせよ一般住民が「健全」かどうかを判断するのは難しいため、やはり植栽ガイドラインのような手引きが必要ではないか。	定義には、県条例の指定種ばかりでなく、今後、町が策定するRDBの絶滅危惧種も加えるべき。さらに県条例自体にも町RDB種を掲載するように、積極的に働きかけるべき。どの種が希少種かどうかを判定するには、県条例だけに任せのではなく、軽井沢の生物の状況を把握して経時にモニタリングするシステムが必要。建設開発計画が示された場合、町は速やかにこのモニタリングシステムに基づく現地調査を行い、業者と協議して保全策をとることが出来るような「生物多様性アドバイザー」制度を新設するべき。安曇野市にこの制度の実施先例がある。このような制度が十分に機能するように、町はすみやかに専門家による自然環境調査を実施し、さらに住民に貴重な自然環境の大切さを周知広報することも必要である。世界でも、日本でも、軽井沢町でも、自然環境の劣化が深刻なレベルになっている現在、自然保護対策要綱の見直しだけではなく、町全体、各部局横断的な自然環境保全策を取っていかなければならない段階にある。自然環境保全の細則を作成する各部局横断的な組織が必要である。	RDB（レッドデータブック）を策定するのは令和9年度末のため、今後の参考とさせていただきます。
23	雨水排水の処理方法	0	0		この第2条を提示しただけではどの種が希少なのかわからないのではないか。現状では県のレッドデータブックのリンクを貼るぐらいしかできないと思うが、軽井沢町版RDBが出来上がった暁には速やかに差し替えるべきだろう。但し希少種が大事なわけではなく、多様な生き物が棲む多様な環境こそに意義がある。日向日陰の両方がある環境で軽井沢の在来の植物群を維持していれば、自ずと希少な動植物も存続する。その意味で普通の生き物がいる価値を伝えていくべき。	排水にはマイクロプラスチックである化学繊維くずが入っていることが最近、問題になっている。排水施設にフィルターを設置して、マイクロプラスチックを環境に排出しないような施策を取るべき。	—

24	合併処理浄化槽の処理水の処理方法	3	1	<p>【各委員の意見に対する回答 No.5】の事務局回答の内容、承知しました。事務局回答にありますとおり、下線部分の追加でよく分かると思います。ありがとうございました。</p> <p>現在町内に設置されている合併処理浄化槽の多くは、放流できる河川等に隣接した環境はないのではないか。また当町の下水道普及率の低さから湯川の水質低下を懸念する声が下流である御代田町からも聞こえてくる。しっかりした維持管理と法定検査をすます受験するのが本筋で、それを怠っておきながら、別荘が多いことを理由に下流に流して良いことはならない。「条件が整った場合は河川に放流できる」と条件付けすべきではないか。県と指導方針が逆になることで生じるデメリットとはどのようなことか。</p>		合併処理浄化槽は、下水道施設と同様の処理能力を有しており、適切な管理により放流される水質は環境への影響はないと考えます。また、湯川の水質観測も年4回、4箇所で実施しており、町でも実態把握を行っています。今回の見直しの趣旨は、放流先があることが前提であり、軽井沢町においては、放流可能な河川が少なく、見直し後も從来通りの地下浸透による処理が大半となることが想定されます。しかし、長野県の基準及び浄化槽法にも、放流先は公共水域と記載されており、町の指導との違いについて指摘されるケースも多いため、放流可能であれば、放流を許可することとするものです。
25	巨樹・古木（文化財未指定）の取扱い	1	0	<p>積極的に進める仕組みを講ずるべきである。</p>		改正案に追加して、文化財に順ずるものとして絶滅危惧種について協議する事を加えるべき。
26	夏期工事（騒音・振動）自粛期間の適切な運用	2	6	<p>環境破壊は加速しており、これ以上開発がすすむと本来の保養地としての軽井沢の将来も危惧されるなか、期間の短縮は考え難い。また、実効性に乏しく具体性に欠けた文言は置き換え明確化することに賛同いたします。</p> <p>基本的に改正案で良い。加えて電動式のビーバーやブロアーでの作業を勧奨し、通常で静かな住環境を作っていくべきである。現在は自粛期間中の工事を過度に規制しているせいか、期間前や期間明けに反動のように夜間でも工事の音が響く。期間中の規制レベルを少し緩和し、期間外であっても盛大な騒音は出さないよう指導していくべき。</p> <p>働き方改革により年間作業日数が減っている状況での7/25~8/31までの自粛期間は大変長すぎるのをせめて8/1~8/20ぐらいの軽井沢が一番込み合う時期での自粛期間としてほしい。</p> <p>従来通りとすべきである。また、音の大きな工事や作業は、夏期以外も規制すべし（平日昼間に限定するなど）。（ただし、外部への騒音が問題にならない程度の室内での改修等は柔軟に対応が必要とも考える。）</p> <p>夏期自粛は、いかにして始めたか定かではないが、今では、町の条例と思い込んでいる人々が多く町からの説明に不備があると思う。通報者には、騒音等起因者に住所氏名を伝えることを明言してこそ公平な扱いで、一方的に起因者に自粛を求める事はあまりにも片手落ちである。土日休業を指導されている今日自粛期間は大幅に短縮すべきであり、正業をなしている者の権利を守るべきである。</p> <p>内装工事であってもその工事のため大型車両が別荘地の細い道路を走ることになり、また別荘車両も増加するため、別荘地の道路利用や道路の凹み等で支障をきたす。これまでの通りの自粛運用を望みます。</p>	<p>地域別の夜間帯における騒音基準を明文化して下さい。エアコン・ボイラーなどの46時中の稼働騒音の規制をするべき。</p> <p>改正案の「～できる。また、騒音・振動が生じない内装工事…」の部分で、あえて内装と入れなくても良いように思えますがいかがでしょうか？周辺住民等に説明した上で、騒音・振動が生じない外作業も問題ないのではないかと思いますがどうでしょうか？</p> <p>※重機等を使用しない「庭の芝張り」・「手掘り植栽」・「手掘り水道配管工事」などを想定しています。いずれも無音とはいきませんが…。</p> <p>夏期工事自粛期間の短縮には反対します。軽井沢の持つ魅力の大きな要素として静かさがあります。こうした魅力を求めて多くの方が集まり、結果として工事の依頼もさせていただいているのであり、軽井沢の環境を守ることが、地元業者、住民、別荘滞在者の皆様の利益になるとお考えいただけると幸いです。</p> <p>夏期工事自粛は、別荘の町として発展してきた軽井沢町が誇る施策であると考える。建設業の方には経済的なご負担であるとは思うが、この施策で軽井沢町全体の長期的な利益が保証されていることを考慮していただきたい。</p>	一
29	手続条例の対象となる路外駐車場の定義の明確化	2	0	定義の変更の賛成。路外駐車場には、1台分につき1本の樹木を植栽することを義務化すべき。気候変動を抑制する効果・景観上も軽井沢らしい駐車場を創設できる。		今後の改正の参考とさせていただきます。
30	貸自転車業を営む者の届出等	0	0		<p>改正案で良い。駐車場開設にあたっての事前協議においては、時間貸し駐車場の呼び込みについて指導ができるようになると良い。例えば、善良なる風俗を維持するための要綱の第20条公序良俗の保持か第18条季節的営業者の義務に、公共の場所（特に歩道車道上）での呼び込み行為・客引き行為は行わないこと、との条文を加えられないか。</p>	<p>交通安全マナーの指導遵守事項及びゴミのポイ捨て禁止指導の徹底方を明示すること。</p> <p>要綱から削除する理由はどのようなものであったのかご説明願いたい。委員からはレンタカー会社にも含めるべきとの意見が出たが、これに対する考え方をお示し願いたい。要綱の別表2に付け加える内容も検討しては如何か。</p> <p>「軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱」に、一部の業種（貸自転車業）に特化した規定があることは条文全体のバランスを欠いているとともに、現在、貸自転車を行う場合は、「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例」に基づき、必要な手続を行うこととなるためです。</p>